

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和2年6月3日（令和2年（行情）諮問第291号）

答申日：令和3年2月18日（令和2年度（行情）答申第452号）

事件名：「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」に関する業務のために行政文書ファイルにつづった文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（2018年12月18日 国家安全保障会議決定 閣議決定）に関する業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる118文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年2月7日付け閣安保第54号により、内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示箇所の特定を求める。

「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開

示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

## (2) 意見書

具体的に存在が指摘されている文書の有無について確認を求める。

閣安保第55号で開示された文書のうち文書番号35である「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」関連想定には、(別冊 防衛省作成想定集参照)との記載があり、別冊の文書が存在するものと思われる。

審査請求人は、閣安保第55号にかかる審査請求において、当該文書の存在について指摘したが、理由説明書では黙殺されている。

そこで少なくとも当該文書の有無について諮問庁に確認を求めるものである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 理由説明書

#### (1) 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項及び2項に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し」、「不開示箇所の特定を求める」、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」といった旨の審査請求が提起されたものである。

#### (2) 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において不開示箇所を適正に特定のうえ開示等決定通知書に具体的に記載し、さらに、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した以外に本件請求文書に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

ア 「一部に対する不開示決定の取消し」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、上記(2)のとおり、処分庁において対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

イ 「不開示箇所の特定を求める」との点については、「不開示とし

た部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる旨主張している。

しかしながら、上記（2）のとおり、処分庁において対象となる文書について不開示箇所を適正に特定の上、開示等決定通知書に具体的に記載していると認められるところである。

ウ 「文書の特定に漏れがないか確認を求める」との点については、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める」旨主張している。

しかしながら、上記（2）のとおり、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した以外に本件請求文書に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

#### （4）結語

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条1項及び2項に基づき行った開示等決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

#### 2 補充理由説明書

本件諮問に係る行政文書開示等決定通知書（原処分）の「2 開示する行政文書の名称等」において、一部開示決定した行政文書として、文書60ないし文書66が記載され、文書の一部を不開示とした理由として、法5条6号に該当する旨記載されていたが、不開示とされた部分には、内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）職員の自宅電話番号及び私用の携帯電話番号の情報が含まれており、当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものでもあることから、不開示とした理由に同条1号を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |            |               |
|------------|---------------|
| ① 令和2年6月3日 | 諮問の受理         |
| ② 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月18日    | 審議            |

- ④ 同年7月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月13日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年12月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 令和3年2月12日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる118文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示及び文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分につき、上記第3の2のとおり不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定したことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書に係る「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（平成30年12月18日 国家安全保障会議決定 閣議決定）」（以下「防衛大綱」という。）とは、「国家安全保障戦略について（平成25年12月17日 国家安全保障会議決定 閣議決定）」を踏まえ、各種防衛装備品の取得や自衛隊の運用体制の確立等は中長期的見通しに立って行うことが必要との観点から、我が国の防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準等を示すものとして、策定したものである。

処分庁は、本件開示請求につき、法11条による開示期限の延長を行い、本件請求文書のうちの相当の部分として平成31年4月8日付け閣安保第167号により別紙2に掲げる36文書を特定し、全部開示する決定（以下「先行開示決定」という。）を行った。その後、別紙1に掲げる118文書（本件対象文書）を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

イ 文書1ないし文書20及び文書84ないし文書107は、防衛大綱に係る「安全保障と防衛力に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の開催通知、懇談会の有識者委員の選任に係る承諾書等、懇談会の各会合の議事録及び資料等、文書21ないし文書43及び文書108ないし文書112は、与野党の各部会において使用した資料、文書44ないし文書57及び文書113ないし文書118は、防衛大綱策定に係る同国家安全保障会議及び同幹事会における席上回収資料並

びに国家安全保障会議の議事録である。

なお、国家安全保障会議幹事会の議事録については、当該幹事会の記録の作成を義務付ける規定等はなく、当該幹事会で使用した席上回収資料により、公文書等の管理に関する法律4条に定める「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」と判断したため、作成していない。

文書58及び文書59は、防衛大綱等について、国家安全保障会議設置法に基づき、内閣総理大臣から国家安全保障会議議長に諮問した際の諮問書及び同諮問を受けて同議長から内閣総理大臣に答申した際の答申書である。

文書60ないし文書68は、防衛大綱等に係る国会答弁書、文書69ないし文書74は、防衛大綱等に係る想定問答、文書75ないし文書82は、防衛大綱等の閣議請議に係る文書、文書83は、与党から防衛大綱等の策定に向けた提言書である。

ウ 処分庁は、先行開示決定において特定した文書及び本件対象文書の外に、懇談会に関して、官邸記者クラブ等の記者に配布する記者発表資料や想定問答を作成したが、当該資料等は、内閣官房行政文書管理規則7条9項に掲げる保存期間が一年未満の文書のうち「内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答」に該当し、当該記者発表の終了後、不用のため既に廃棄している。

エ 審査請求人は、「閣安保第55号で開示された文書のうち文書番号35である「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」関連想定には、（別冊 防衛省作成想定集参照）との記載があり、別冊の文書が存在するものと思われる。」と主張する。

「閣安保第55号」とは、本件開示請求と同時期に行われた別件の行政文書の開示請求に係る開示決定番号を示しており、「文書番号35」は、本件対象文書の文書74と同一文書である。

文書74は、防衛大綱に関して、対外的な説明を求められた際に使用することを目的に、国家安全保障局の取りまとめの下、関係省庁と協議しつつ作成した文書であるが、当該関連想定に記載の「別冊防衛省作成想定集」は、防衛大綱に盛り込まれた「自衛隊の体制等」について問われた際に使用することを目的に「自衛隊の体制等」の所掌事務を担当する防衛省が作成した文書である。

よって、国家安全保障局では、「別冊 防衛省作成想定集」を作成しておらず、また、「別冊 防衛省作成想定集」に係る質疑については、「別冊 防衛省作成想定集」を作成した防衛省において対応することとしていたことから、国家安全保障局では、本件対象文書

について、その写しを含め取得もしていない。

オ 審査請求人は、本件請求文書に係る開示請求及び同開示決定に係る審査請求を何度も繰り返しており、処分庁では、本件開示請求に関連する過去に行った開示決定等を踏まえて、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書を特定している。本件審査請求を受け、改めて、処分庁において執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 処分庁においては、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、国家安全保障局において、先行開示決定で特定された文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から本件対象文書の不開示部分のうち、別表1に掲げる不開示部分については、改めて検討した結果、開示可能な情報と認められることから、いずれも開示することとするとの説明があった。

さらに、当審査会において、本件審査請求に係る行政文書開示等決定通知書を確認したところ、文書2の不開示部分は「職員の直通電話番号、内線電話番号、自宅電話番号、携帯電話番号、FAX番号及びメールアドレス」及び「委員本人の自署署名・印影、生年月日、出身地、現住所・勤務先の住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス、学歴・職歴・謝金振込口座等」である旨記載されているが、開示実施文書においてマスキングされている部分のうち、別表2に掲げる部分は、当該各記載に掲げられた項目に該当するとは認められない。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該部分の不開示理由については、行政文書開示等決定通知書への記載に誤りがあるとの説明があった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示等決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、別表2に掲げる部分は、原処分（行政文書開示等決定通知書）において開示されたものと認められることから、本件審査請求の対象外と解されるため、以下、別表1及び別表2に掲げる部分を除く不開示部分の不開示情報該当性について判断する。

(2) 文書1，文書2の13枚目1箇所目，文書5，文書60ないし文書6

6（下記（3）に掲げる部分を除く部分），文書75，文書77，文書78及び文書80ないし文書82の各不開示部分には，国家安全保障局の職員等の内線電話番号，直通電話番号，FAX番号及びメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は，これを公にすることにより，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので，法5条6号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当である。

（3）文書60ないし文書66の各不開示部分の一部には，国家安全保障局職員の自宅電話番号及び私用の携帯電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず，さらに，個人識別部分に該当すると認められることから，法6条2項による部分開示の余地はなく，同号に該当し，法5条6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（4）文書2（上記（2）に掲げる部分を除く部分）ないし文書4の各不開示部分には，懇談会の有識者委員の履歴，住所，連絡先，自署による氏名及び謝金振込先口座等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず，さらに，個人識別部分に該当すると認められることから，法6条2項による部分開示の余地はなく，同号に該当し，不開示とすることが妥当である。

（5）文書6の2枚目27行目以降及び3枚目以降，文書7の1枚目20行目以降及び2枚目以降，文書8の1枚目21行目以降及び2枚目以降，文書9ないし文書11のそれぞれ1枚目20行目以降及び2枚目以降並びに文書12の3枚目以降の各不開示部分には，懇談会における政府職員及び有識者委員の発言内容が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

ア 政府職員の発言内容に係る部分について

当該部分については，これを公にすることにより，防衛大綱の見直しに係る未成熟な検討内容が明らかとなり，今後同種の検討作業において政府部内での自由かつつな議論に支障を来す等，政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから，法5条5号に該当し，同条6号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 有識者委員の発言内容に係る部分について

(ア) 当該部分を不開示としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を公にすると、非公開を前提とした懇談会における有識者委員の具体的な発言内容が明らかとなり、将来行われる同種の会合等において有識者委員が率直な意見表明をちゅうちょするなど、有識者委員の参加を得て開催する非公開の会合等に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから不開示とした。

(イ) 当審査会事務局職員をして首相官邸ウェブサイトを確認させたところ、懇談会は、防衛大綱の見直しに関する作業に資するため、参加する委員の忌たんのない意見を求めることを目的に開催されたと認められる。また、懇談会は非公開とされ、その議事要旨は、懇談会終了後、発言者名を付さない形で、速やかに公開することとする旨記載され、発言者名を付さない議事概要が掲載されていることが認められる。

懇談会のこのような開催趣旨及び運営方法を踏まえれば、当該部分は、これを公にすることにより、特定の有識者委員の具体的な発言内容等が明らかとなり、将来の同種の会合等において有識者委員が率直な意見表明をちゅうちょするなど、有識者委員の参加を得て開催する非公開の会合等に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどとする上記（ア）の諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 文書44、文書46の1枚目5行目、文書47、文書49の1枚目5行目、文書50、文書52の1枚目5行目、文書53及び文書57の1枚目5行目の各不開示部分には、国家安全保障会議の開催場所が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議及び同幹事会の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 文書46、文書49及び文書52のそれぞれ1枚目右上の各不開示部分には、当該各文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、

情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (8) 文書46, 文書49, 文書52及び文書57のそれぞれ1枚目22行目以降の各不開示部分並びに文書118には、国家安全保障会議における議事内容の記録が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (9) 文書76の19枚目ないし22枚目の各不開示部分には、我が国の安全体制の整備に関し、具体的に協議、検討した内容の詳細が記載されていることが認められる。

当該部分は、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (10) 文書84ないし文書117は、国家安全保障会議及び同幹事会並びに懇談会及び与野党の各部会における席上回収資料であり、これらの会議における具体的な検討、協議の内容の推認が可能となる情報等が記載されていることが認められる。

当該各文書は、これを公にすることにより、防衛大綱の見直しに係る未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつつな議論に支障を来す等、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、その全体が法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

本件では、原処分に係る開示等決定通知書の3(3)において「別紙第1の(6)中の不開示とした部分及び3枚目以降、(7)から(11)までの中の不開示とした部分及び2枚目以降並びに(12)中の3枚目以降」

及び同 3 (6) において「別紙第 1 の (46), (49), (52), (57) の「4.」において不開示とした部分及び 2 枚目以降」を不開示とした旨記載されている文書 6 ないし文書 12 並びに文書 46, 文書 49, 文書 52 及び文書 57 について, 同通知書別紙第 1 には, 開示決定等の対象として特定した文書の名称の末尾に「(1 枚目及び 2 枚目)」若しくは「(1 枚目)」と明らかに誤った記載がなされていることが認められる。かかる記載の誤りは, 当該文書の 1 枚目及び 2 枚目のみ若しくは 1 枚目のみを当該決定の対象として特定したとの誤解を与えかねないものであり, 原処分においては, 慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず, 処分庁においては, 今後, 開示決定等に当たっては同様の事態が生じないように, 正確かつ慎重な対応が望まれる。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件請求文書の開示請求に対し, 本件対象文書を特定し, その一部を法 5 条 1 号, 3 号, 5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については, 国家安全保障局において, 先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので, 本件対象文書を特定したことは妥当であり, 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は, 同条 1 号, 3 号, 5 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので, 不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

## 別紙 1

### 本件対象文書

- 文書 1 安全保障と防衛力に関する懇談会の開催等について
- 文書 2 各委員の承諾書
- 文書 3 各委員の履歴書
- 文書 4 各委員の謝金等振込先登録票
- 文書 5 「安全保障と防衛力に関する懇談会」の参加に対する委嘱方について
- 文書 6 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 1 回会合）議事の記録（1 枚目及び 2 枚目）
- 文書 7 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 2 回会合）議事の記録（1 枚目）
- 文書 8 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 3 回会合）議事の記録（1 枚目）
- 文書 9 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 4 回会合）議事の記録（1 枚目）
- 文書 10 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 5 回会合）議事の記録（1 枚目）
- 文書 11 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 6 回会合）議事の記録（1 枚目）
- 文書 12 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 7 回会合）議事の記録（1 枚目及び 2 枚目）
- 文書 13 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 1 回）資料 防衛力の拡充と防衛装備品の調達改革（太田教授）
- 文書 14 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 2 回）資料 1 英国における安全保障と防衛力（鶴岡准教授）
- 文書 15 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 2 回）資料 2 英国の戦略的コミュニケーション（青井委員）
- 文書 16 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 2 回）資料 3 技術・地政学（Techno-geopolitics）と「技術報国」日本」（角南副学長）
- 文書 17 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 3 回）資料 1 宇宙における安全保障分野への取り組みについて（山川 J A X A 理事長）
- 文書 18 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 3 回）資料 2 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ブリーフィング資料（三浦委員）

- 文書 19 「論説懇談会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱について（案）
- 文書 20 「論説懇談会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱 骨子（案）
- 文書 21 「部会資料」「安全保障と防衛力に関する懇談会」の概要・開催状況（第 1 回～第 4 回）について
- 文書 22 「部会資料」「安全保障と防衛力に関する懇談会」資料（第 2 回～第 4 回）
- 文書 23 「部会資料」国家安全保障戦略（本文）
- 文書 24 「部会資料」平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について（本文）
- 文書 25 「部会資料」「安全保障と防衛力に関する懇談会」の概要・開催状況（第 1 回～第 5 回）について
- 文書 26 「部会資料」資料 1 「安全保障と防衛力に関する懇談会」における議論の整理（第 1 回～第 4 回）
- 文書 27 「部会資料」資料 2 平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱（イメージ）
- 文書 28 「部会資料」資料 3 防衛計画の大綱（盛り込むべき主な要素）
- 文書 29 「部会資料」領域横断作戦（クロス・ドメイン・オペレーション）  
C r o s s - D o m a i n O p e r a t i o n
- 文書 30 「部会資料」自衛隊員の処遇向上の方向性について
- 文書 31 「部会資料」「安全保障と防衛力に関する懇談会」の概要・開催状況（第 1 回～第 6 回）について
- 文書 32 「部会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱要素（案）
- 文書 33 「部会資料」自衛隊の体制・装備等
- 文書 34 「部会資料」与党 W T で議論となった事項
- 文書 35 「部会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱 骨子（案）
- 文書 36 「部会資料」いずも型護衛艦と S T O V L 機について
- 文書 37 「部会資料」いずも型護衛艦と S T O V L 機の導入について
- 文書 38 「部会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱 骨子（案）
- 文書 39 「部会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱
- 文書 40 「部会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱について（案）
- 文書 41 「部会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱 骨子（案）  
・本文（案）
- 文書 42 「部会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱 骨子
- 文書 43 「部会資料」平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱について
- 文書 44 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四

- 大臣会合】（平成30年10月22日）
- 文書45 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（平成30年10月22日）
- 文書46 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成30年10月22日）（1枚目）
- 文書47 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成30年11月22日）
- 文書48 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（平成30年11月22日）
- 文書49 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成30年11月22日）（1枚目）
- 文書50 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成30年12月13日）
- 文書51 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（平成30年12月13日）
- 文書52 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成30年12月13日）（1枚目）
- 文書53 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成30年12月18日）
- 文書54 「国家安全保障会議資料」「国家安全保障戦略」の現時点での評価について（案）【九大臣会合】（平成30年12月18日）
- 文書55 「国家安全保障会議資料」平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について【九大臣会合】（平成30年12月18日）
- 文書56 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官記者会見御発言案（平成30年12月18日）
- 文書57 国家安全保障会議議事の記録【九大臣会合】（平成30年12月18日）（1枚目）
- 文書58 平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱について（諮問）（平成30年12月17日）
- 文書59 平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱について（答申）（平成30年12月18日）
- 文書60 国会答弁書（平成30年1月25日） 参議院本会議 大塚耕平議員 総理問6（2）
- 文書61 国会答弁書（平成30年1月26日） 参議院本会議 松村祥史議員 総理問3
- 文書62 国会答弁書（平成30年1月31日） 参議院予算委員会 宇都宮隆史議員 総理問2
- 文書63 国会答弁書（平成30年1月31日） 参議院予算委員会 宇都

宮隆史議員 総理問 3

- 文書 6 4 国会答弁書（平成 3 0 年 1 月 3 1 日） 参議院予算委員会 山本  
香苗議員 総理問 4（2）
- 文書 6 5 国会答弁書（平成 3 0 年 1 月 3 1 日） 参議院予算委員会 山本  
香苗議員 総理問 4（5）
- 文書 6 6 国会答弁書（平成 3 0 年 3 月 8 日） 参議院予算委員会 三木享  
議員 総理問 2
- 文書 6 7 国会答弁書（平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日） 衆議院安全保障委員会  
渡辺周議員 政府参考人問 9
- 文書 6 8 国会答弁書（平成 3 0 年 1 2 月 6 日） 参議院外交防衛委員会  
白眞勲議員 政府参考人問 2
- 文書 6 9 想定問答（国家安全保障戦略改訂）（平成 2 9 年 1 2 月 7 日）
- 文書 7 0 想定問答（「防衛大綱の見直し」の本格化）（平成 2 9 年 1 2 月  
1 8 日）
- 文書 7 1 想定問答（「中期防見直し」NSC 主導）（平成 3 0 年 1 月 9 日）
- 文書 7 2 想定問答（総理の大綱見直し所信表明）（平成 3 0 年 1 月 2 2 日）
- 文書 7 3 想定問答（新たな大綱と中期防の策定）（平成 3 0 年 1 2 月 1 8  
日）
- 文書 7 4 「平成 3 1 年度以降に係る防衛計画の大綱」関連想定
- 文書 7 5 「閣議請議」決裁文書（平成 3 1 年度以降に係る防衛計画の大綱  
について）
- 文書 7 6 「閣議請議」法制局説明資料集（平成 3 1 年度以降に係る防衛計  
画の大綱等の閣議決定等について）
- 文書 7 7 「閣議請議」法令協議 「防衛計画の大綱について」について  
（協議）（平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日 事務連絡）
- 文書 7 8 「閣議請議」法令協議（各省からの意見等）
- 文書 7 9 「閣議請議」法令協議（各省からの意見及び回答）
- 文書 8 0 「閣議請議」法令協議（各省からの意見への回答）
- 文書 8 1 「閣議請議」法令協議（各省からの再意見）
- 文書 8 2 「閣議請議」法令協議（各省からの再意見への回答）
- 文書 8 3 新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定に向けた提  
言～「多次元横断（クロス・ドメイン）防衛構想」の実現に向けて  
～
- 文書 8 4 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 1 回会合） 非公表資  
料
- 文書 8 5 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 3 回会合） 非公表資  
料①
- 文書 8 6 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 3 回会合） 非公表資

	料②		
文書 8 7	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料①	(第 4 回会合)	非公表資料
文書 8 8	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料②	(第 4 回会合)	非公表資料
文書 8 9	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料①	(第 5 回会合)	非公表資料
文書 9 0	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料②	(第 5 回会合)	非公表資料
文書 9 1	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料③	(第 5 回会合)	非公表資料
文書 9 2	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料④	(第 5 回会合)	非公表資料
文書 9 3	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料①	(第 6 回会合)	非公表資料
文書 9 4	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料②	(第 6 回会合)	非公表資料
文書 9 5	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料③	(第 6 回会合)	非公表資料
文書 9 6	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料④	(第 6 回会合)	非公表資料
文書 9 7	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料⑦	(第 6 回会合)	非公表資料
文書 9 8	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料①	(第 7 回会合)	非公表資料
文書 9 9	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 料②	(第 7 回会合)	非公表資料
文書 1 0 0	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 資料③	(第 7 回会合)	非公表資料
文書 1 0 1	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 資料④	(第 7 回会合)	非公表資料
文書 1 0 2	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 資料⑥	(第 7 回会合)	非公表資料
文書 1 0 3	「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング 委員提供資料	(第 1 回)	
文書 1 0 4	「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング 委員提供資料①	(第 2 回)	
文書 1 0 5	「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング	(第 2 回)	

委員提供資料②

文書106 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第3回）

委員提供資料①

文書107 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第3回）

委員提供資料②

文書108 「部会資料」席上回収資料①

文書109 「部会資料」席上回収資料②

文書110 「部会資料」席上回収資料③

文書111 「部会資料」席上回収資料④

文書112 「部会資料」席上回収資料⑤

文書113 国家安全保障会議資料

文書114 国家安全保障会議【四大臣会合】（平成30年10月22日）

文書115 国家安全保障会議【四大臣会合】（平成30年11月22日）

文書116 国家安全保障会議【四大臣会合】（平成30年12月13日）

文書117 幹事会資料

文書118 国家安全保障会議議事の記録

別紙 2

先行開示決定で特定された文書

文書 1 1 9	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 1 回会合)	議事要
	旨	
文書 1 2 0	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 1 回会合)	議事次
	第	
文書 1 2 1	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 1 回会合)	資料 1
	「安全保障と防衛力に関する懇談会の開催について」	
文書 1 2 2	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 1 回会合)	資料 2
	「安全保障と防衛力に関する懇談会の運営について」	
文書 1 2 3	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 2 回会合)	議事要
	旨	
文書 1 2 4	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 2 回会合)	議事次
	第	
文書 1 2 5	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 2 回会合)	資料 1
	「我が国を取り巻く外交・安全保障環境」	
文書 1 2 6	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 2 回会合)	資料 2
	「我が国を取り巻く安全保障環境 (防衛)」	
文書 1 2 7	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 2 回会合)	資料 3
	「土屋大洋委員プレゼンテーション資料」	
文書 1 2 8	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 3 回会合)	議事要
	旨	
文書 1 2 9	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 3 回会合)	議事次
	第	
文書 1 3 0	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 3 回会合)	資料 1
	「国家安全保障政策の方向性」	
文書 1 3 1	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 3 回会合)	資料 2
	「国家安全保障戦略について」	
文書 1 3 2	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 3 回会合)	資料 3
	「国家安全保障戦略 (25. 12. 17) の全体像」	
文書 1 3 3	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 3 回会合)	資料 4
	「坂元一哉委員プレゼンテーション資料」	
文書 1 3 4	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 4 回会合)	議事要
	旨	
文書 1 3 5	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 4 回会合)	議事次
	第	
文書 1 3 6	「安全保障と防衛力に関する懇談会」 (第 4 回会合)	資料 1

	「防衛計画の大綱の見直しを行う上での基本的考え方」	
文書137	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第4回会合）	資料2
	「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」	
文書138	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第4回会合）	資料3
	「防衛計画の大綱（25.12.17）の全体像	
文書139	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第5回会合）	議事要旨
文書140	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第5回会合）	議事次第
文書141	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第5回会合）	資料1
	「「安全保障と防衛力に関する懇談会」における議論の整理（第1回～第4回）」	
文書142	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第5回会合）	資料2
	「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（イメージ）」	
文書143	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第5回会合）	資料3
	「防衛計画の大綱（盛り込むべき主要要素）」	
文書144	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第5回会合）	資料4
	「ヒアリング概要」	
文書145	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第5回会合）	資料5
	「青井千由紀委員・三浦瑠麗委員プレゼンテーション概要・資料」	
文書146	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第6回会合）	議事要旨
文書147	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第6回会合）	議事次第
文書148	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第6回会合）	資料
	「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱 要素（案）」	
文書149	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第7回会合）	議事要旨
文書150	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第7回会合）	議事次第
文書151	「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第7回会合）	資料
	「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱 骨子（案）」	
文書152	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱 骨子	
文書153	平成31年度以降に係る防衛計画の大綱	
文書154	National Defense Program Guidelines for FY 2019 and beyond	

別表 1

文書番号	頁	開示するとした不開示部分
文書 3	1 枚目	1 5 行目 8 文字目以降
	2 枚目	2 行目 7 文字目以降, 3 行目 1 0 文字目以降, 5 行目, 8 行目, 9 行目, 1 3 行目及び 1 4 行目
	6 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 3 枚目	全部
	1 4 枚目	4 行目
	1 8 枚目	生年月日の欄の 1 文字目ないし 4 文字目
	2 1 枚目	生年月日の欄の 6 文字目及び 7 文字目並びに学歴の欄
	2 2 枚目	生年月日の欄
	2 3 枚目	5 行目, 6 行目及び 1 3 行目

別表 2

文書番号	頁	開示されたものと認める部分
文書 2	1 枚目 ないし 9 枚目	日付
	1 0 枚目 ないし 1 2 枚目	日付, 職名, 氏名及び印影
	1 3 枚目	日付及び下から 1 箇所目